

【移転に際してよくあるご質問】

Q1 : 資格確認書等に石川支部の旧住所（金沢市南町 4-55）が記載されていますが、移転後もそのまま使えますか？

A1 : お使いいただけます。また、旧住所が記載されている高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の各証は移転後も有効期限まで引き続きお使いいただけます。

Q2 : 移転日（令和 8 年 3 月 23 日）以前に新住所あてに書類を送ってしまった場合は届きますか？

A2 : 移転日以前に新住所あてに郵送した場合、石川支部には届かない、または差出人に返送される可能性がございます。移転日までは旧住所あてにお送りください。

なお、個別郵便番号を使用しているため、郵便番号と宛名をご記入いただくことで石川支部への郵送が可能です。

<郵便物の宛名記入イメージ>



※日本郵便以外の配達業者をご利用の場合は、その会社の規定によるため、ご依頼された配達業者にご確認ください。

Q3 : 石川支部の旧住所が印刷された返信用封筒（受取人払い）は移転後も使えますか？

A3: 差出有効期限内であればお使いいただけます。ただし、普通郵便に比べておおよそ 2 日到着が遅れます。お急ぎの場合は、別の封筒をご用意いただき、切手を貼ったうえで新住所へ郵送していただくことをお勧めいたします。

Q4 : 移転後に旧住所あてに書類を送ってしまった場合は、新住所に転送されますか？

A4 : 移転後しばらくの間は、旧住所で郵送した場合でも新住所に転送される予定です。ただし、転送にはお時間を要しますので、移転後は新住所あてにご郵送をお願いいたします。

Q5 : 移転先に駐車場はありますか？

A5: 石川支部専用の駐車場はありません。恐れ入りますが、近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関のご利用をお願いいたします。また、各種申請は郵送または電子申請

(令和8年1月より)をご利用ください。

Q6：電話番号・FAX番号の変更はありますか？

A6:変更はありません。

電話番号（076-264-7200）・FAX番号（076-264-7206）